

## 用語説明

表1 「3. 事故等の種別」に関する用語の定義等

選択肢の用語	定義（概要）	備考
安全分野 （生命・身体被害）	①消費者が、事業者が提供等する商品・役務・施設・工作物等を使用等して、現に、生命または身体に次のいずれかの被害が発生した場合 i) 死亡 ii) 治療期間1日以上を負傷、疾病 iii) 一酸化炭素中毒 ②消費者が、通常有すべき安全性を欠く商品・役務等を使用等した場合であって、以下のいずれかの事態に該当する場合（いわゆるヒヤリハット事案） i) 安全基準不適合 ii) 飲食物以外の物品に、破損・故障・汚染・変質等の劣化や加熱・異常音等の異常が生じた事態 iii) 飲食物に、腐敗・不潔・病原体による汚染、有毒・有害物質の含有・付着、異物の混入・添加、異臭、容器・包装の破損等の異常が生じた事態 iv) 窒息その他生命・身体に著しい危険が生じた事態	法2条5項1号、2号 政令1条、2条
重大事故等	①' 上記の①の事故により、次のいずれかの被害が発生した場合 i) 死亡 ii) 治療期間30日以上を負傷・疾病、一定程度の後遺障害 iii) 一酸化炭素中毒 ②' 消費者が通常有すべき安全性を欠く商品・役務を使用等した場合であって、①'の被害を発生させるおそれがあるものとして、以下のいずれかの事態に該当する場合（いわゆるヒヤリハット事案） i) 安全基準に違反し、かつ飲食物以外の物品等の重要な部分に破損・故障・汚染・変質等の劣化が生じた事態 ii) 安全基準に違反し、飲食物に毒物・劇物等が含有・付着した事態 iii) 窒息その他生命・身体に著しい危険が生じた事態 iv) 火災その他の著しく異常な事態	法2条6項 政令4条、5条 府令5条、6条
財産被害分野 （表示・取引）	虚偽または誇大な表示や広告、不当勧誘・契約条項など、表示や取引に関するもの。	法2条5項3号 政令3条 府令2条、3条、4条

（備考）詳細な解説は、「消費者安全法の解釈に関する考え方」を参照。

表2 【安全分野】「12. 安全分野の事故等の種類」に関する用語の定義等

選択肢の用語	定義	備考
死 亡	死亡事故。	
負 傷 ・ 疾 病	負傷・疾病事故。	
一 酸 化 炭 素 中 毒	一酸化炭素中毒事故。	
安 全 基 準 不 適 合	法律の規定に基づいて決められた安全基準に適合していない事態。	
飲 食 物 の 異 常	飲食物の腐敗・不潔・病原体による汚染、有毒・有害物質の含有・付着、異物の混入・添加、異臭、容器・包装の破損などをいう。	
飲 食 物 以 外 の 異 常	飲食物以外の物品等の破損・故障・汚染・変質その他の劣化や過熱・異常音等の異常をいう。	
窒 息 等 の 危 険	窒息等の生命・身体に対する危険。	
火 災 等 の 異 常 な 事 態	火災等の事態。	

（備考）詳細な解説は、「消費者安全法の解釈に関する考え方」を参照。

表3 【財産被害分野】「18. 財産被害分野の事故等の種類」に関する用語の定義等

選択肢の用語	定義（概要）	備考
虚偽・誇大な広告・表示	消費者の判断を迷わすような嘘や大げさな広告または表示。	政令3条1号
不実告知・事実不告知	消費者に対し事実でないことを告げること、または、わざと事実を告げないこと。	政令3条2号イ、同条4号イ
断定的判断の提供	将来どうなるか分からない事項について断定的に説明すること。	政令3条2号ロ、同条4号イ
不退去・退去妨害	消費者の自宅や職場に来てなかなか帰ってくれないこと、または、店舗等から消費者をなかなか帰らせないこと。	政令3条2号ハ、ニ、同条4号イ
消費者を欺き、威迫し、困惑させる	消費者を、騙して誤解させたり、脅して困らせ不安を感じさせること。	政令3条3号
事業者の損害賠償責任等を免除する契約条項	①事業者の損害賠償責任や瑕疵担保責任を全部免除する条項。 ②事業者が、わざともしくは重大なミスで契約違反をしたにもかかわらず損害賠償責任を一部を免除する条項。	政令3条4号
損害賠償請求の制限違反	消費者が代金の支払いを怠った場合に、不当に高い損害賠償金を課す契約条項	政令3条4号ロ、府令4条2号
キャンセル料の制限違反	不当に高いキャンセル料を消費者に課す契約条項	政令3条4号ロ、府令4条3号
法によって無効とされる契約条項	法律の定め反して消費者に不利な契約条項であって法律によって無効とされるもの。	政令3条4号ロ、府令3条
その他消費者の利益を一方的に害する契約条項	権利を制限し、義務を加重する契約条項。	政令3条4号ロ
履行拒否・履行遅延	契約または契約解除・解約したものを正当な理由なく履行しない、または、履行を遅らせること。	政令3条5号
不当景品	景品表示法に違反する過大な景品を提供すること。	政令3条6号
不招請勧誘	「契約しない」と言っている消費者に対し勧誘を続けること等。	府令4条1号
適合性原則違反	消費者の知識、経験、財産等に照らして不相当な契約を締結すること。	府令4条1号
書面交付義務違反	消費者が契約内容を明確に理解するため、又は消費者が義務を果たしたことを明確にするために一定の要件を満たした書面を交付すべきと法律で定められているにもかかわらず書面交付を怠ること。	府令4条1号、2号
説明義務違反	消費者に説明しなければならない内容をしなかったこと。	府令4条1号
その他	その他	

(備考) 1. 詳細な解説は、「消費者安全法の解釈に関する考え方」を参照。

2. 消費者事故等に該当する可能性のある情報について、法律の専門的知識を有しない者にも分かりやすい目安を示すものであって、消費者安全法等の厳密な法解釈を示すものではない。

表4 【財産被害分野】「19. 財産被害分野の事故等の分野」に関する用語の定義等

選択肢の用語	定義（概要）	備考
商 品	商品の購入に関する契約の勧誘や解約のトラブル等	
役 務	サービスに関する契約の勧誘や解約のトラブル等	
先 物	いつ、何を、いくらで売買するという未来の取引を約束するものに関するトラブル等。	
金 融 ・ 投 資	金融・投資に関する取引に関するトラブル等。	
賃 貸 借	不動産の賃貸借契約に関するトラブル等。	
多 重 債 務	消費者が、到底返しきれないほどの借金を負ってしまうこと。	
架 空 請 求	不特定多数の人に対して支払い根拠のない請求をして、お金を騙し取るもの。	
過 量 販 売	消費者に、到底必要がないと思われる量の商品やサービス等を販売すること。次々販売等。	
そ の 他	その他	

表5 【財産被害分野】「20. 財産被害分野の事故等の態様（販売購入形態）」に関する用語の定義等

選択肢の用語	定義（概要）	備考
店 舗 購 入	消費者が事業者の店舗で商品・サービスを購入すること。	
訪 問 販 売	消費者の家庭を訪問し販売又は販売の勧誘をすること。	
キャッチセールス	路上や街頭などで消費者を呼び止め、営業所などの建物に同行させて勧誘を行うこと。	
アポイントメント セー ル ス	電話やハガキなどで販売目的を告げずに呼び出して、高額な契約を迫る商法。	
通 信 販 売	新聞、雑誌、カタログ等で広告し、郵便、電話等の通信手段により申し込みを受ける取引。	
インターネット シ ョ ッ ピ ン グ	インターネット上で商品やサービスを購入する取引。インターネットオークションを除く。	
インターネット オ ー ク シ ョ ン	インターネット上のいわゆるオークションサイト等を利用する取引。	
テレビショッピング	電話、郵便、インターネットなどの通信手段を用いて商品やサービスを販売すること。	
電 話 勧 誘 販 売	電話で商品やサービスの勧誘をし、消費者から申し込みを受ける取引。電話をいったん切った後に消費者から電話や郵便で申し込みをする場合を含む。	
マルチ・マルチまがい	販売組織に加入し、購入した商品などを知人などに売ることによって組織に勧誘し、それぞれがさらに加入者を増やすことによってマージンが入るとうたう商法。	
業務提供誘因販売	仕事の紹介や、仕事の情報を提供するために必要だと言って商品やサービス、登録料などの名目で金銭を支払わせるもの（内職商法）。	
特定継続的役務提供	エステティック、外国語会話教室、パソコン教室、学習塾、家庭教師、結婚相手紹介サービス。	
ネガティブ・オプション	商品を一方的に送り付け、消費者が受け取った以上、購入しなければならないと勘違いして支払うことを狙った商法。	
そ の 他	その他	

（備考）消費者事故等に該当する可能性のある情報について、法律の専門的知識を有しない者にも分かりやすい目安を示すものであって、特定商取引に関する法律等の厳密な法解釈を示すものではない。

表6 【財産被害分野】「22. 財産被害分野の事故等の態様（信用供与の有無）」に関する用語の定義等

選択肢の用語	定義（概要）	備考
現金	現金払い	
自社割賦	販売店等に分割払いの方法で支払うこと。但し2ヶ月以上にわたって3回以上に分割して支払う場合に限る。	
包括信用購入あっせん（クレジットカード）	クレジットカード等を使用して支払う方法。但し、翌月1回払（単なる決済手段としての利用）を除く。	
個別信用購入あっせん	クレジットカード等を使わず、契約ごとに信用調査が行われる信販契約やクレジット契約を利用して支払う方法（分割期間、日数を問わない）。	
借金	借金	
その他	その他	

（備考）消費者事故等に該当する可能性のある情報について、法律の専門的知識を有しない者にも分かりやすい目安を示すものであって、割賦販売法等の厳密な法解釈を示すものではない。